

婦人保護事業に関する要望書

平成15年3月

1 1 都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議

婦人保護事業の推進につきましては、日頃から御指導を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先に京都府で開催しました平成14年度11都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議における協議の結果に基づき、別紙の項目について対応していただきたく要望します。

平成15年3月13日

内閣府男女共同参画局推進課長 様

11都道府県婦人保護主管課長及び婦人相談所長会議

北	海	道
宮	城	県
千	葉	県
東	京	都
神	奈	川
愛	知	県
大	阪	府
兵	庫	県
広	島	県
福	岡	府
京	都	府

要望書

- 1 . 広域で保護を依頼する場合、生活保護や母子生活支援施設の実施責任、費用の負担方法等が各都道府県で異なっており、実施機関の調整に時間を要し、迅速な被害者保護に支障が生じているため、全国統一の事務手続を定めていただきたい。

- 2 . 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下、「配偶者暴力防止法」という。)の見直しについて
 - (1) 売春防止法(昭和31年法律第118号)及び配偶者暴力防止法の運用について、保護対象者の状況を踏まえた一元的な施策が行われるよう、概念の統合や受入体制について整理していただきたい。

 - (2) 配偶者暴力防止法第3条の規定により都道府県に配偶者暴力相談支援センターの設置が定められているが、DV被害者の支援に当たっては福祉施策の実施が不可欠であること、保護命令の申立等迅速な対応が求められること等から、政令指定都市、中核市等に配偶者暴力相談支援センターが設置できるようにしていただきたい。
また、婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センターについても国庫補助の対象としていただきたい。

 - (3) 配偶者暴力防止法における「被害者」は配偶者からの暴力を受けた者に限定されているが、暴力は家族に対しても振るわれることが多く、そのために被害者が保護命令の申立を躊躇することも考えられるため、被害者の範囲を拡大し、子供、親、兄弟等も保護命令の対象としていただきたい。

 - (4) DV被害者が、暴力から逃れ、新たな生活を確実に始めることができるよう、保護命令における接近禁止期間及び退去命令期間を大幅に延長していただきたい。

 - (5) 相談指導員、ケースワーカー、心理担当職員、保育士等、婦人相談所が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を十分に発揮できるよう、婦人相談所一時保護所等の職員配置基準を法令で定めていただきたい。

3．保護命令について

- (1) DV被害者を安全かつ適切に処遇するため加害者の動向を的確に把握する必要があるため、裁判所から配偶者暴力相談支援センターに保護命令の発令について通知されるよう全国統一した取扱いを定めていただきたい。
- (2) DV被害者が外国人である場合、申立書の母国語への翻訳や審尋での通訳の雇い上げに多額の経費が必要であり、また、翻訳に長期間を要することもあるため、被害者の経費負担の軽減と翻訳等の手続の簡略化のための施策を実施していただきたい。

4．DV被害者の移送、母子生活支援施設への入所、福祉施策の適用等において市町村が果たす役割は大きいですが、自ら実施主体であるという認識に欠けるところも少なくないため、法令での明文化も含め、配偶者暴力防止法における市町村の責務を具体的に示していただきたい。

5．住宅設定、施設入所のための診断書の費用や緊急時の医療費の確保等、DV被害者の自立支援のためのきめ細かい対応を行っていただきたい。また、安心して医療が受けられるよう健康保険制度の柔軟な適用についても対応していただきたい。

6．住民基本台帳ネットワークシステムの運用に当たり、DV被害者の安全確保のための対策をとるとともに、市町村に対する十分な啓発と指導を行っていただきたい。

7．加害者に対する相談対応や教育、指導のあり方について、法整備も含め検討されたい。